

## 随意契約理由書

件名	自動改札装置更新
契約の相手方	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条1項2号に該当
随意契約の理由	
<p>現在設置の自動改札機は老朽化が進んでおり、その更新を行うものである。購入する自動改札機は、ハードウェア、ソフトウェア共に製造メーカーである本請負人が独自に設計、製作したものであり、運用する際は改札機監視盤に接続して使用している。</p> <p>改札機監視盤とは複数の伝送ラインで自動改札機と接続され、改札機の制御や、各種データの送受信を行っている機器であり、自動改札機の運用に欠かすことはできないものである。</p> <p>現在使用している既設の改札機監視盤も自動改札機同様、ハードウェア、ソフトウェア共に本請負人が独自に設計、製作したものであり、内蔵されているソフトウェアがどのように自動改札機とデータのやり取りしているかを把握しているのは本請負人のみである。</p> <p>自動改札機の運用に当たっては既設の改札機監視盤に接続して用いなければならないことから、自動改札機が改札機監視盤へ接続するためのソフトウェアを保有し、その仕組みを熟知している本請負人でなければ、購入する自動改札機に改札機監視盤へ接続するためのソフトウェアを内蔵させることができず、自動改札機の設置を行うことはできない。したがって、本業務を履行できるのは本請負人のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部駅務統括所お客様サービス係 (電話番号 078-791-6043)